

速報第3291号 R3.3.15発行 総務課 扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	3年・1定 一般質問 3月12日	質 問 者	宮川 潤 議員 日本共産党 (札幌市東区)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>二 新型コロナウイルス感染症対策等について (二) 知事の姿勢と対策等について 2 コロナ禍での子どもへの影響について 国立成育医療研究センターによれば、小学校4年生から6年生の15%、中学生の24%、高校生の30%に中等度以上のうつ症状が見られました。子ども全体の17%が「実際に体を傷つけた」、24%が「体を傷つけたい、死にたいと思った」と答えるなど、深刻な結果です。 昨年、独自に全道一律の休校要請を行いました。本道における子どもへの影響についてどう考え、どう対処するおつもりか、教育長の見解を伺います。</p>	<p>(教育長) 児童生徒への影響とその対応についてであります。昨年の一斉臨時休業は、集団感染の拡大を防止するなど、学校における対策の充実を図ることが必要との判断から、市町村教育委員会に対し要請し、その後、国からの要請を受け継続したものであります。その間、友達と会えないことによるストレスや学習の遅れに対する不安などを抱えていた児童生徒が多くいたものと考えております。 本年1月に、道が中・高校生を対象に実施したアンケートでは、「再開後の学校生活に不安を感じた」と回答した生徒の割合は、1割程度であり、これは、各学校において、臨時休業期間中も含め、学びの継続のための工夫や、子どもたちをきめ細かく見守り、一人一人に応じた心のケアを行ってきたことによるものと考えております。 また、感染症に関する正確な情報提供やオンラインによる授業や交流を求める声が多かったことなども踏まえ、今後は、児童生徒が感染症をより正しく理解し、自ら予防行為を取ることができるよう、分かりやすい情報発信に努めるとともに、一人一台端末の導入によるオンライン授業をはじめとするICTを有効に活用した学習活動を充実するなどして、「学びを止めない」「心を近づける」教育を推進してまいります。</p>	生徒指導・ 学校安全課		
<p>六 教育問題等について (一) 少人数学級について 私ども日本共産党は、少人数学級の拡大を繰り返して求めて、国会では、中学校での少人数学級も検討するとされました。高校にも広げるべきと考えますが、その効果と必要性についていかががお考えか伺います。 また、少人数学級に伴う教員確保は、どのように行おうとしているのか、あわせて伺います。</p>	<p>(教育長) 次に、教育問題等に関しまして、まず、少人数学級についてであります。少人数学級は主体的・対話的で深い学びの実現や、教員が生徒一人一人に向き合う時間を確保し、きめ細かな指導を行う上で効果があると認識しており、高等学校においても義務教育と同様、有効であると考えております。 このたび、国では小学校で順次拡大することといたしました。高校で実施するためには、さらなる教職員定数の改善が必要であり、国に対し改善が行われるよう引き続き強く要望してまいります。 また、教員の確保に向けましては、各種広報活動に加え、教員の採用選考検査における東京会場の設置など、様々な対策を講じているところであり、今後は、さらに、教職員のやりがいや体感する「草の根教育実習システム」等を一層進めるとともに、働き方改革による職場環境の改善などを行い、質の高い教員の確保に取り組んでまいります。</p>	高校教育課 教職員課		
<p>(二) 特別支援教育について 1 設置基準について 昨年の第4回定例会で「特別支援学校の設置基準策定等を求める意見書」を全会一致で可決しましたが、教育長の特別支援学校の設置基準についてのお考えを伺います。 2 知的障がい併設校の教室不足の現状について 知的障がい児の小中高校併設校では、児童増に校舎の整備が追い付かない状況が深刻であります。私は、札幌伏見支援学校を視察いたしました。24学級が適正なところ33学級にもなっており、作業室・多目的室を普通教室に転用、グラウンド・プールはなく、職員室は3カ所に分散しています。特別支援学校における教室不足・狭隘化についての現状と認識について伺います。</p>	<p>(教育長) 特別支援学校の設置基準についてであります。本年1月に中央教育審議会が取りまとめた答申におきまして、特別支援学校の教育環境を改善するため、国として学校に備えるべき施設を定めた設置基準を策定するよう提言しております。 特別支援学校では、全国的に在籍者数の増加による慢性的な教室不足が続いており、国としても狭隘化を解消するため、設置基準を設けることは、教育環境を整備する上で大変意義あるものと認識しております。 (教育長) 知的障がい併設校の教室不足等の現状についてであります。障がいのある子どもの教育的ニーズや保護者の特別支援教育に対する理解の深まりなどにより、特別支援学校への入学希望者の増加が続き、児童生徒の増加が続いている学校では、特別教室の転用などにより普通教室を確保しております。 文部科学省の調査によりますと、令和元年度は全道17校で112教室の教室不足が生じており、障がいの状態に応じたきめ細かな支援を行う観点から検討を行う必要があると考えております。</p>	特別支援教育課 特別支援教育課		

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>3 今後の整備の在り方について 児童の障がいによって、落ち着くことのできる静かな場所が必要であり、確保できるよう余裕をもった整備をすべきであります。 今後の整備の在り方についても、伺います。</p> <p>(再質問) 特別支援学校の教室不足・狭隘化について質問いたしました。答弁は、「全道17校で112教室不足」と極めて深刻な現状が明らかとなりました。身体的な支援のために広いスペースを必要としますが、視察した伏見支援学校は、山の斜面に建設されているために、廊下のあちこちに階段があり行動に制約がもたらされます。増改築にあたり、様々な条件がありますが、早急な対応が必要です。 どのような対応をするのか、伺います。</p>	<p>(教育長) 今後の整備の在り方についてであります。自閉症等を併せ持つ子どもには、気持ちの高ぶりを落ち着かせるクールダウン等のための場所の確保が求められるなど、特別支援学校においては、普通教室のほかにも、障がいの特性に応じた施設・設備の工夫が求められます。 道教委といたしましては、新たに国で策定される予定の特別支援学校の設置基準を踏まえながら、子どもたち一人一人の指導ニーズに応じた教育環境の充実に努めてまいります。</p> <p>(教育長) 知的障がい併設校の教室不足に関する今後の対応についてであります。特別支援学校の教育環境を改善するため、国として学校に備えるべき施設を定めた設置基準の策定を予定していると承知しております。 道教委といたしましては、特別支援学校の設置基準の策定などに関する国の動向も見極めるとともに、特別支援教育に関する改善に鋭意努めてまいります。</p>	<p>特別支援教育課</p> <p>特別支援教育課</p>
<p>(三) 図書館の在り方等について 1 図書館の自由に関する宣言等について 図書館の自由に関する宣言は「権力の介入又は社会的圧力に左右されることなく、資料と施設を国民の利用に供する」「国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実、の反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく」としています。 教育長に伺いますが、この図書館の自由に関する宣言をどう評価されていますか。全面的に本道図書館行政に生かされていくのか伺います。</p>	<p>(教育長) 図書館の自由に関する宣言についてであります。この宣言は昭和29年に公益社団法人日本図書館協会が採択をし、国民の表現の自由と知る自由を保障するという図書館の行動規範を自ら示したものであり、図書館の設置運営に当たって、重要な考え方として広く社会に受け入れられているものと評価しております。 こうしたことを踏まえ、道内の公立図書館の職員を対象とした研修におきまして、今後も、図書館職員の理解を図ってまいります。</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>2 捜査関係事項照会に対する対応について 刑事訴訟法第197条第2項「捜査について、報告を求めることができる」としているが、これを根拠に、警察が令状なしで「捜査関係事項照会」を図書館に行い、利用者情報を求めた事例が多発しています。苫小牧市立中央図書館が貸し出し履歴等を提供したことが発覚しています。 札幌弁護士会は、61市町村の102館中10館が「令状によらない照会」を受けたことを明らかにしています。 「宣言」は「利用者の読書事実を外部に漏らさない」、「すべての検閲に反対する」と明確にうたっています。 図書館への令状のない「捜査関係事項照会」は、宣言に照らし、回答すべきではないと考えますが、教育長の見解を伺います。</p>	<p>(教育長) 図書館への捜査機関からの照会についてであります。この宣言は昭和29年に公益社団法人日本図書館協会が採択をし、国民の表現の自由と知る自由を保障するという図書館の行動規範を自ら示したものであり、図書館の設置運営に当たって、重要な考え方として広く社会に受け入れられているものと評価しております。 こうしたことを踏まえ、道内の公立図書館の職員を対象とした研修におきまして、今後も、図書館職員の理解を図ってまいります。</p> <p>(教育長) 図書館への捜査機関からの照会についてであります。この宣言は昭和29年に公益社団法人日本図書館協会が採択をし、国民の表現の自由と知る自由を保障するという図書館の行動規範を自ら示したものであり、図書館の設置運営に当たって、重要な考え方として広く社会に受け入れられているものと評価しております。 こうしたことを踏まえ、道内の公立図書館の職員を対象とした研修におきまして、今後も、図書館職員の理解を図ってまいります。</p>	<p>生涯学習課</p> <p>生涯学習課</p>
<p>(再質問) 次に、図書館等の在り方についてであります。「図書館の自由に関する宣言」では、令状を確認した場合以外は、利用者の読書事実等、利用者の秘密を外部に漏らさないことを原則としています。令状がない場合の個人情報の提供を行わないことを職員に徹底し、宣言に沿った対応をすべきですが、教育長の見解を伺います。</p> <p>(指摘) 警察本部長より、刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会であるとの答弁がありました。憲法第35条は「何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、令状がなければ犯されない」とあります。警察の捜査が適正かどうかを司法がチェックするのが令状主義であり、この令状主義によって捜査対象者の権利が保護されています。これまで情報提供を行ってきた苫小牧市立中央図書館は、我が党の指摘を受け、令状なしに情報提供を応じない旨、苫小牧市議会で答弁したと報道されています。先ほど、教育長から</p>	<p>(教育長) 日本図書館協会では、捜査機関からの「照会」に応じる考え方として、令状を得る余裕や、他の代替方法がなく、人の生命、財産等の危険が認められる場合に限定されるべきと示しており、これは、重大な事件・事故につながるような緊急性が高いと認められる場合が該当するものと考えます。 私といたしましては、知る自由、表現の自由といった「図書館の自由に関する宣言」の理念を尊重し、実践していくことが大切であると考えております。</p>	<p>生涯学習課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>も原則として、令状に基づき対応すべきものと答弁がなされました。道警察は、図書館の性格及び憲法の要請から、令状に基づく対応を行うべきと強く指摘をいたします。</p> <p>(指摘) 最後に、「図書館の自由に関する宣言」の理念を尊重し、実践するとの答弁がありました。本道図書館行政にその決意を行き渡らせていただくように期待することを申し上げます。</p>		